

J・S・ベインズ著

『インドをめぐる国際紛争』

J. S. Bains. *India's International Disputes*.
Bombay: Asia Publishing House, 1962. viii+219 p.

I

国際舞台におけるインド外交は世界の視聴を集め、その中立的立場に立っての活躍は世界外交において大きな役割りを果たしてきていることは周知のことであり、これまでインド外交についての文献は内外ともに多く見られる。しかし国際法の立場から「インドをめぐる国際紛争」の研究に従事した著書は皆無といってもよいであろう。

この種の研究書の最初のもと考えられる本書は、インドが当事者となった国際紛争を法的立場にたって解明、分析し、インドのこれら事件に対する態度が常に一貫した不変のものであるかどうかを評価せんとする目的をもって書かれたものである。

著者 J. S. Bains はデリー大学政治学部の助教授であり、Hans Kelsen, Josef Kunz などに師事し、1953年ミシガン大学から国際法の博士号を受けた。新進の学者としてインド国際法学会、全インド政治学会の理事として活躍している。最近の著作として *Domestic Jurisdiction and the Law of the United Nations* がある。

本書の構成は第1章「南アフリカ連邦におけるインド系人の待遇」、第2章「インド・パキスタン水利紛争」、第3章「ジャム・カシミール問題」、第4章「セイロンにおけるインド系人の問題」、第5章「チベット紛争」、第6章「中印国境紛争」、第7章「インド領域通過権事件」、第8章「ゴア解放」、第9章「評価」の以上9章からなっており、インドの過去、現在において当面するほとんどすべての問題を取り扱っている。以下各問題について内容を紹介してゆきたいと思う。

II

南ア連邦におけるインド系人の待遇問題は国際連合創設以来、論議をかさねてきたところの問題であるが、この問題の検討は、国際法の中心概念をなす国家主権の基本問題に関するものとして重要であり、また近年このような種類の問題が数多く国際連合に提出されているとこ

ろから、国際連合がこれに対していかなる態度を執っているかを知る上にも意義があるものである。

著者は、これに関する国際法学者、国際裁判所、国際連合の意見、判決、慣行などを検討、分析することによって南ア連邦の人種差別政策に関する本事件は国際連合において合法的に処理される事項であると、インド政府の主張が支持されるべきことを述べ、問題の論議は、手続上の要件を充足させる「必要かつ適当な」措置によって、憲章第2条7項の制限によって妨げられぬこと、さらに国内管轄権事項はつねに相対的なものであり、関係当事者が自己を有利に導くためにそれを解決することを許されないものであるという。

そしてまた著者は、この事件においては、主題事項に関してインドと南ア連邦とのあいだに条約が締結されているのであるから、それはこれに類似するチュニス・モロッコの国籍事件において常設国際司法裁判所が判決した国際先例に明らかなように、国際関心事となるこのような問題の場合に最終的決定の権限を有するのは世界機構であり、本事件に関して南ア連邦に国内管轄権による拒否権を行使させることは自己の原因に関して裁判官になることを許すのと同じであり、これは裁判自体の真の理念に反する、とする。

第2の問題であるインド・パキスタン水利紛争はイギリスがインドからひきあげた後に残した遺産の1つであり、最近まで激しい論争を両国間にとりかわした事件である。その農業を近代化し、工業生産を高め先進国の仲間入りをめざす両国にとっては、灌漑および電力に用いられる水はその経済成長、社会福祉のために不可欠の天然資源であるといえるのであって、それゆえにこの水利紛争が激しく行なわれたのは当然すぎるといえらるのである。このインダス水利をめぐる両国の紛争は1960年のインダス水利条約の締結によって終止符をうたれたわけであるが、著者は本条約について、この条約の成立はインドに負うこと大であり、インドは致命的利益を犠牲にして、パキスタンの利益と希望を受け入れたのであるという。すなわち、インドはパキスタンが西側の同河川の全水利を実質的に使用することと暫定期間中東側の河川からの水利を利用することに合意した。これはパンジャブおよびラジャスタンの砂漠および乾地が水をきわめて必要としていることからして明らかな譲歩である。もしこのような譲歩をしなければ、同河川の灌漑利用はインド農業の長年の問題であった小麦の欠乏の問題を解

決するに役立ちえたであろうと述べる。さらにパキスタンの置換作業場を建設するためのインダス流域開発基金のために巨額の金銭を支払うことに同意し、インドの外貨の枯渇に拍車をかけており、これらの譲歩は、パキスタンが本条約に認められた最大限13年の暫定期間を延長する可能性とともに、パキスタンを圧倒的に有利にしていると述べる。

国際法の当該関係原則すなわち Harmon Doctrine によれば当然もっと有利な条約の締結が考えられるのであることを指摘するとともに、このような不利な条約をあえて締結したのは法技術によってというより人道的考慮から導かれたものであると考えることによって慰めうる事ができるという。

こうして1960年のインダス水利条約が締結されることによって、インド・パキスタンの友好関係を阻んでいた一大障害がとり除かれたわけであるが、この事件はもう1つの紛争、すなわちカシミール問題の解決を期待させるのである。

第3のカシミール問題は両国間の友好関係樹立の鍵となるべきものであるといえるが、本題の法的アプローチにおいてつぎの問題が検討されるのである。

(1)1947年のインド独立法が実施される前の元の王侯国の地位はいかなるものであったか。(2)独立法施行の結果として、王侯国は主権者となったか。もしそうであるならば国際法上いかなる権利、義務を得たか、またはそれはだれに対してか。(3)ジャムー・カシミール統治者はイギリス為政者の撤退後インドに加入する権利があったか。(4)もしありとすれば、その加入は効力を有するか。(5)もしその回答が肯定的であるとすれば、インド政府はジャムー・カシミール領域に関して、いかなる権利、義務を得たか。(6)インドは国民投票を行なう義務があるか、もしあるとすれば、その遅滞について責任を有するか。

そしてその系統的検討の結論として、著者はつぎのような見解を述べている。ジャムー・カシミール国のインド連邦加入が完全に有効であり、したがって同国はインドの領域の一部となっている。外国領侵入は国際法違反行為であって、インドはパキスタンの侵略行為を防止する法律上の権利を有する。またインドは国民投票の提案を拒絶する権利があるのであるが、1948年、1949年の国連決議を受諾したのであるから、そのかぎりにおいてそれより生ずる義務に従わなければならない。そしてこの義務はパキスタンが一定の条件を履行したのちにはじめ

て存在するのである。だがもしもインドのパキスタン侵略の主張が認められるならば、それはパキスタンがまず侵略をやめ、インド領域から撤退しなければならぬことを意味する。そうすると1948年8月13日の国連決議はまったく意味を失うのであり、そうすると1949年1月5日の決議も完全に無効となる。それゆえ解決を求める根拠となっているこれら2つの決議はなんらの拘束力をもつものではないと述べ、インド政府が一方ではパキスタンの侵略の停止を主張するとともに、他方でこれら決議に拘束されると考えることは矛盾しているという。またパキスタンの行為は国際法において領域変更手段として征服を認めることにほかならぬものと非難している。

インドの独立以来、セイロンにおけるインド系人の問題が、インド・セイロン両政府の関心事となっていた。1947～48年および1953～54年これらの人々の将来に関して両国首相間に真剣な論議がかかわされ、1954年この議論をかさねた問題の解決措置を定める協定が調印された。しかしインドはセイロンの同協定実施に関し不満を示し、一方セイロンはインドの高等公務官その他の官吏の Nehru-Kotlewala 協定に必要とされる全面的協力の怠慢を非難し、両政府は協定の実施に相互に不満を有し、問題の満足のゆく解決のため、国連提訴という動きもみられている。この論争の主要点は、同協定にみられる帰化規定とそれに伴う無国籍の問題であるが、両国はいかにして相手方にこれらの人々を押しつけるかが一番の問題なのである。この点について著者は、セイロン政府のセイロン公民権をもたぬものは、自動的にインド政府の被保護者になるという主張は、理論上まったく根拠のないことで、強力を用いてこのような立場を固執することは、同協定違反でありセイロンはこのような行為に対して責任を有するという論議を展開する。

さて現在インドの国際紛争として世界の視聽を集めているのはなんとといっても中印国境紛争であるといえよう。この紛争の原因の1つとなっているのは、インドがチベットに対して強い関心を有し、ダライラマおよびその一派のチベット人に対して庇護を与えたことであるといわれている。そこで第5章においてはチベット事件の発展を通じてみられた国際法上の問題がとりあげられる。1951年の17カ条協定締結以来、ダライラマのチベット脱出、中印国境問題、国連におけるチベット問題の決議という一連の過程において、チベットの国際法上の地

位はいかなるものかについて、著者は、どの国もダライラマ政府に交戦団体の承認を与えることもなく、まして国家承認を与えることもなかった、という。国連総会で本問題が討論されたとき、このような措置がとられるべきであるとの提案すらなく、議論は主権国家たるチベットへの侵略行為という形ではなく、もっぱら人権、基本的自由の抑制に対する問題に集中した。このことは、1951年協定の無効、とくにダライラマによる強迫による同協定の締結という理由での廃棄通告は問題にされておらず、チベット国家として承認されていないことを述べる。ただこの問題に関してもっとも関心を有したインドはダライラマの同協定廃棄通告後、チベットを主権国家として承認しようとすればできたのであったが、それは中印関係の極度の悪化をおそれる政策的理由からとられなかったことが説明される。しかしインドがダライラマおよびその一派に庇護を与えたことは国際法に反するものでないことは明らかである。これは中共にとっては望ましくない行為かもしれぬが、庇護に関する国際法の関係規則によって合法とされるものであることが指摘される。だがそれにしても、この事件にみられたチベット人に対する中共の残虐さは南ア連邦におけるインド系人の差別待遇の問題以上に深刻かつ重大なものであったにかかわらず、インドが後者に対して長年にわたって示したような熱意を示さず、消極的態度をとっていたことはその評価を減ずるものであるという。

前者に関連を有してインドの当面する現下の最大の難問題である中印国境紛争は両国間にこの数年にわたって激しい泥試合を続けさせているが、両国はインド北辺の国境3000マイルにわたる周辺の領域主張の擁護のため条約、慣行、慣習、分水線、地形、効果的管轄権にもとづく論議を展開している。この論争におけるインドの北東国境における主張は、中国およびチベットが明示もしくは黙認的に受け入れた条約にもとづくものである。これらの条約は山岳地域の国境画定基準として認められている分水線原則にもとづくものである。もちろん国際法はこの原則に従うことの義務を負わせていないが、特定地形によって明示的に国境画定がなされない場合、分水線原則が常に用いられるべきことを説いている。だが条約も分水線原則も適用されぬ場合、当該地域のコントロールは効果的管轄権行使の原則によるべきであり、この点からして現紛争において、ラタラノ地域を除いて他の全地域は中共の侵入を許さぬことから明らかのように、

効果的管轄権を行使しており、それに対する主張は正当に支持されるべきであるとされる。

ポルトガルのインド領域通過権事件は国際司法裁判所に提出されて以来国際法学者の関心をひいてきた事件である。それは、本事件に関連して付随的意見の形式であるにせよ、同裁判所によって飛び領土に関する国際法上の一般的見解が発表されるであろうということ（これについて裁判所は積極的見解を述べなかった）、またこの問題は植民地の問題であり、世界裁判所はヨーロッパの伝統的国際法規則を適用してインドにおけるポルトガルの植民地政策を正当化するか、それとも新しい観点から国際法規を検討し、事態の変化および新生独立国の要求に応ずるかどうかということに関心がもたれた。国際司法裁判所は、本事件において、ポルトガルに対し、1954年において、Dadra, Nagar-Aveliの飛び領土とダマン沿岸区域とのあいだおよび両飛び領土間に介在するインド領域の通過権を私人、文官および一般の貨物に関して認め、インドに対しては、ポルトガルが軍隊、武装警察、軍需品に関しての通過権をもたないこと、またインドはこのような国際法上の義務違反の行動をとらなかったと判決した。著者は両者を満足させるようなこの判決はポルトガルに対してなんらの実質的利益を与えなかったという。なぜなら、ポルトガルに認められた通過権は、「飛び領土に対するポルトガルの主権行使の必要の限度において、またインドの見制および統制の制限内において」認められるものであるからである。この留保の付加はポルトガルに与えた権利を無にするに等しいのである。したがってこの判決は実質的にはインドに有利に下されたのであり、それは Dadra, Nagar-Aveliの反乱後の新しい事態を承認するものにほかならず、裁判所の新しい国際法観念の認識にもとづくこのアプローチはとくに歓迎されるべきものであると述べる。そして法は新生アジア・アフリカ諸国の必要と利益にこたえ、こうしてこれら諸国は世界の法の支配に信頼を置くことができる、と。

通過事件と同じくポルトガルを相手におこした国際紛争はいまだに耳目に新しいゴア問題である。軍事行動によるゴアへの進駐は、国際社会に大きな波紋を投げ、これまでのインドの非暴力をひょうほうする外交政策に多大の疑問をもたれ、インドを「侵略者」「狐の衣を着た狼」「国際関係における二重標準の使用家」という非難から、これを正当な行為と称揚するなどその反響はさま

ざまである。この事件においてインドは国際犯罪行為をなしたのかどうか当然に問題となってくる。そしてこのような行為は国際連合の目的、原則に反するかどうかがつぎに問題にされよう。これについて著者は、16世紀初期のポルトガルのゴア占領は武力の不当な行使により行なわれたものであり、これはこのような行為にまったく合意しなかったインド国民に対する侵略行為となるものである。インド領域から植民地主義を除くのきわめて長期間を要したのは、それ以上の大規模をもってインドに対して類似の行為を行っていたイギリス帝国主義がこれを保護したからであった。合法的権限を与えるものとしての征服に関する典拠は古典国際法の中に見出しえようとも、アジア・アフリカの新生独立国はこれによって拘束されぬものである。なぜならこれら新生独立国は、西欧帝国主義の所産であったこのような法学に同意する意思はないからである。アジア・アフリカ諸国は平等原則の基盤の上に立って、このような規則の発展に参加しておらず、侵略行為の犠牲者としてこれら規則に従わされたのである。平等原則の基盤の上に立ってアジア・アフリカ諸国が参加した国際連合の国際法は征服に基礎を置く法に反対している。インドは独立以来民族解放運動を支持してきた。インドの国際法の理解は、ダルマすなわち正しい理性の観念に基礎を置くのである。このアプローチに一致して、インドは正しい、そしてインドが同意を与えた規則にのみ合法性を受け入れるのである。ゴア事件におけるインドの行為は、国際法違反としての植民地主義を暴露したものである。それはインドの立場を法遵守国としてまた国連憲章の原則の擁護者として高めるものであってもおとすものではないという。

以上の8章からの検討からして最終章の「評価」において著者は、インドをめぐる国際紛争においてインドの立場は国際法規にもとづきじゅうぶん擁護されるものであると結論する。しかしインドはこれまで事件の討議において、法律より道徳的・政治的論拠にもとづくものが多く、国際法規にもとづく討論を道徳的・人道的考慮のそのつぎにおいている。このようなアプローチは、すすめるべきでもあろうが、既存の権利を犠牲にしてのこのような行為は、法の内容に混乱と非予断性をもちこむことになる。それゆえ国際紛争の解決のためには正しい法律の立場を利用すべきで、それは望ましいというより本質的なことがらであると指摘する。結局このようなアプローチがとられぬ1つの理由は、当該関係者に国際

法の知識が欠除するからであって、その意味からにもインドにおける国際法の研究は緊急の重要性をもつものなることを強調して本書を結んでいる。

III

以上が本書のあらましであるが、若干問題になるのは、これはインドだけではなく、一般に新生独立国に共通の問題となると思われるのであるが、それら諸国の国際法に対する態度である。著者は新生独立国は古典的国際法は西ヨーロッパ帝国主義の所産であるから、これによって拘束されない、「インドの国際法の理解はダルマすなわち正しい理性の観念に基礎を置くものである。このアプローチにたいしてインドは正しい、そしてインドが同意を与えた規則のみの合法性を受け入れる」(p. 208~9)という。しかし「正しい」という言葉の解釈に関してこれまでの自衛戦争等に見られた過去の経験が教えるように、それはつねに当該国家の利益に結びついて行なわれるのである。それゆえ正しい規則とはいったいなにを指すかが問題となろう。その主観的ならざる客観的な解釈の必要はいうまでもなく、その乱用は国際法の否定にもなりかねない。著者は世界とくに新生独立国に適用される国際法は国際連合憲章であるというが、それは厳密にいえば、多数国間条約というべきものであって普遍的国際法とはいえない。とくに既存の国際法の否定は、国際連合非加盟国である中共との国境紛争をめぐる法律論議を困難とするように思われる。また国際連合を通じての問題解決を強調する一方(たとえば第1章の南ア連邦におけるインド系人の差別待遇問題)、他方ではカシミール問題(第3章)については、同問題に関する安全保障理事会の審議は問題の正しい取り扱いというよりは問題を混乱におとしおとすのべ(p. 62)国際連合による問題の解決を拒絶する論議にくみするなどなるとのゆかない点が見られる。本書は、インドをめぐる紛争の全部とはいかないまでもほとんどを取り扱っており、なかには中印国境問題などのようにそれ1つをとりあげても大著となる問題を含め、小冊のためにこれらの事件についての深い批判、分析がじゅうぶんなされぬことは否めぬが、簡潔、明瞭に問題の要点を指摘し、これを分析、批判しており、読者に up-to-date なインドの国際問題の理解を与えるのに役だつ良著としてすすめられよう。

(アジア経済研究所海外派遣員 落合淳隆)

— 在デリー —